

# 在蘭日本商工会議所定款

## 名称、住所、存続期間、事業年度

### 第一条

1. 本会議所は、VERENIGING JAPANESE KAMER VAN KOOPHANDEL EN FABRIEKEN IN NEDERLAND (THE JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY IN THE NEDERLANDS) と称する。
2. 本会議所は住所をオランダ国アムステルダム市に置く。
3. 本会議所は期間を定めずに存続するものとする。
4. 事業年度は暦年とする。

## 目 的

### 第二条

1. 本会議所は、日本、オランダ両国間の経済関係発展の促進及び親善の増進を目的とする。
2. 目的を達成するため、本会議所は下記の非営利活動を行う。
  - a. 本会議所としての意見を公表し、必要に応じ関係先と協議ないし折衝すること。
  - b. 会員のために広報活動を行うと共に会員の事業活動に関連する情報・資料を収集すること。
  - c. 講演・集会・講習を開催ないし、協賛すること。
  - d. 日本およびオランダの経済団体ならびに在オランダ外国経済団体との交流を促進すること。
  - e. 会員名簿および会報を定期的に発行、頒布すること。
  - f. 会員間の相互親睦を図ること。
  - g. 他の在オランダ日本人団体とくに日本人学校に対する協力、必要ならば財政的援助を行うこと。
  - h. 上記のほか、本会議所の目的達成のために適当と認められるあらゆる活動をひろく行うこと。

## 会員資格

### 第三条

1. 本会議所は通常会員、特別会員、名誉会員をもって構成する。
2. オランダ国内において営業所あるいは事務所を有する別に内規に定める要件を充足する日系法人ないし団体は加入を申請し、通常会員となることができる。
3. 前項に該当しない自然人ないし法人は加入を申請し特別会員になることができる。
4. 在オランダ日本国外交使節・領事・公的機関のメンバーは名誉会員となることができる。

## 加 入

### 第四条

本会議所の目的に賛同し加入を希望する者は、本会議所役員一名の推薦を得た上で本会議所会頭宛加入申込書を提出し、理事会がその諾否を決定する。

## 会員の権利・義務

### 第五条

1. 通常会員は1個の表決権及び選挙権を有する。
2. 通常会員の代表者は本会議所の役員に選任される被選挙権を有する。
3. 通常会員及び特別会員は本会議所入会の折りには入会金、その後は会費を納入する義務を負う。入会金・会費の金額及び納入方法は別に内規に定めるところによる。

## 会員資格の喪失・除名

### 第六条

1. 次の各号のいずれかに該当する場合、会員資格を喪失する。
  - a. 会員が事業年度の終了に先立ち、30日の事前期間をもって本会議所に対し、書面をもって脱会を通知した場合。
  - b. 会員たる自然人が死亡したとき、あるいは会員たる法人がオランダ国内の事業所ないし事務所を閉鎖ないし清算したとき。
2. 本会議所は、次の各号の一に該当する通常会員又は特別会員を総会の決議により除名することができる。
  - a. 一年以上にわたって会費の納入を怠った者。
  - b. 本会議所の体面を傷つけ、又はその目的の遂行に反する行為を行った者。

## 会員資格の停止

### 第七条

本会議所の利益を害したる会員は、理事会の会議によりその資格を停止されることがある。

## 役員

### 第八条

本会議所に次の役員を置く。

会頭	1名	理事	10名以上
副会頭	若干名	監事	2名

## 役員職務

### 第九条

1. 会頭は、本会議所を代表し、所務を総理する。
2. 副会頭は、会頭を補佐し、あらかじめ会頭の定める順位により、会頭に事故があるときはその職務を代行し、会頭が欠けたときはその職務を行う。
3. 理事は、会頭及び副会頭を補佐して所務を処理する。
4. 監事は、本会議所の業務及び経理を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

## 役員任免

### 第十条

1. 理事及び監事は、総会において会員代表者のうちから選任し、また解任する。
2. 理事会は会頭、副会頭、理事または監事が欠けたときは、これらの補欠を選任することができる。

## 役員任期

### 第十一条

1. 役員任期は一年とする。ただし再任を妨げない。
2. 役員は任期終了後、後任者の就任するまで、引き続きその職務を行うものとする。
3. 補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

## 理事会

### 第十二条

1. 本会議所に理事会を置く。
2. 理事会は、会頭、副会頭ならびに理事をもって構成する。
3. 会頭は、必要があると認めるとき、又は、1/3以上の理事から要求があったときは、時期及び場所を定めて理事会を招集しなければならない。
4. 理事会の議長は会頭をもってあて、止む無き事由にて会頭が欠席の場合は会頭の指名する者がこれにあたる。
5. 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし表決権を有しない。

6. 理事会には原則として代理出席を認めない。
7. 理事会の議長が必要であると認めた時は、役員以外の者が理事会に出席し議長の求めに従い発言することができる。ただし表決権を有しない。

## 理事会の決議事項

第十三条 次に掲げる事項は、理事会の決議を得なければならない。

- a. 総会に提案すべき事項。
- b. 総会の委任を受けた事項。
- c. 通常会員又は特別会員の加入の諾否。
- d. 部会及び委員会の設置及び決議の承認。
- e. その他、本会議所の所務遂行に必要な事項。

## 通常総会

第十四条

1. 通常総会は、別に理事会の決定なきかぎり年一回1月に開催する。
2. 次に掲げる事項は総会の決議をへなければならない。ただし第 f 号及び第 g 号の事項については、総会の決議を得て、理事会に委任することができる。
  - a. 定款の改正。
  - b. 入会金及び会費に関する内規の設定、変更及び廃止。
  - c. 通常会員又は特別会員の除名。
  - d. 会頭、副会頭、理事及び監事の選任及び解任。
  - e. 決算関係書類の承認。
  - f. 事業計画及び収支予算の決定及び変更。
  - g. 理事会が特に求めた事項。

## 臨時総会

第十五条

1. 理事会が必要と認めるときは、会頭は臨時総会を招集する。
2. 通常会員が、その総数の 1/5 以上の同意を得て、総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会頭に提出して臨時総会の招集を請求したときは、会頭はすみやかに臨時総会を招集しなければならない。

## 総会の運営

第十六条

1. 総会の招集は、少なくとも会日の 7 日前に、会議の目的たる事項、日時、および場所を書面をもって通知しなければならない。この場合の日数には本通知の発送日と総会当日は含まれない。
2. 総会の議長は会頭をもってあてる。
3. 総会は、通常会員総数の過半数の出席をもって成立する。出席の中には有効な委任状による代理出席も含むものとする。
4. 総会の議事は第十四条第 2 項第 a 号を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
5. 総会における表決権は本人自ら行使するほか、総会に出席する他の通常会員に対する委任によることを妨げない。

## 部会

第十七条

1. 会員の請求あるときは、特定会員グループの利益に資するため部会を設けることができる。
2. 上記部会の設置及び運営については、理事会が決定する。

## 委員会

### 第十八条

1. 本会議所の目的達成のため、理事会が必要と認めるときは、委員会（プロジェクト・チーム）を設けることができる。

## 内規

### 第十九条

1. 本定款に定めのないすべての事項に関しては、理事会が別に内規等をもってこれを定める。
2. 本定款に改正があったときは、それにともなって内規等も可及的すみやかに改正されなければならない。

## 定款の改正

### 第二十条

1. 定款の改正は、通常総会ないし臨時総会において、出席会員の3分の2以上の賛成により成立する。
2. 定款改正の内容は、第十六条第一項に規定される書面に添付されなければならない。
3. 定款改正に関し、総会において3分の2以上の賛成が得られなかったときは、改めて次期総会に附議し、単純多数の賛成をもって定款を改正することができる。

## 解散

### 第二十一条

1. 本会議所を解散しようとするときは、すくなくとも会日の14日前に本件に関し、特別総会を招集するものとする。特別総会には普通会员の3分の2以上の出席を要する、本会議所の解散は出席会員の3分の2以上の賛成により可決する。
2. 前項に定める特別総会の運営については本定款第十六条第1項後段、同条第2項、同条第3項後段及び同条第5項の規定を準用する。

## 清算

第二十二条 本会議所の清算は、法令に従い総会に於て選任された清算人がこれを行う。